

○財務省告示第四十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年一月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第六百五十五回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下
四	発行方法	

八		七		六		五									
額	最	口	イ	口	イ	口	イ								
最低額面金	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価	行争非者特国入価								
	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争								
を五万円とす省令の改正が	千円（ただし、最低額面金額	万四千三百一十億六千六百十三	三兆九千八百七億千三百二十一	億六千万円で四千二百二十八億円	額六千万円で三兆九千七百七十一	込みの応募額を割り当てて各申	募限度額の範囲内において各申	各国債市場特別参加者ごとの応	当てる。そのうち応募額を順次割り	も申込みのうち応募額を順次割り	各申込みのうち応募額の高い	入札競争行	価格競争	法入決定の	「国債市場特別参加者・第I非

十六	十五	十四	十三		十二					十	十一	九
払	者	入	場	元	償					口	イ	振
込		札	所	金	還	償	争	非	者	特	国	替
期		参	加	支	金	還	入	価	・	別	債	単
日		加		払	額	限	札	格	第	参	市	位
							発	競	I	加	場	
							行	争				
							行	格				
							行	行				
							行	日				

あつた場合、その施行の日から
 五万円とす。その施行の日から
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成二十九年一月十日
 平成二十九年一月十日
 額五毛以上のそれぞれ八錢四
 厘五毛以上につき百円八錢九
 厘
 平成二十九年四月十日
 たし、償還期が銀行休業日に
 当たるときは、その翌営業日に
 償還金を支払う。
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十九年一月十日